

シェアオフィス利用規約

第1条（趣旨）

本規約は、白馬ノルウェービレッジ（以下、当施設）の住所貸しサービスを含むシェアオフィス（以下、当オフィス）の利用に関し、利用者が円滑かつ適正に利用していただくために遵守すべき事項として、利用規約（以下「本規約」という）を以下のとおり定めます。

第2条（施設の名称及び位置）

当施設の名称及び所在地は次のとおりとし、（一社）白馬村観光局が運営を行います。

- 1.名称 白馬ノルウェービレッジ
- 2.位置 長野県北安曇郡白馬村大字北城 3476

第3条（利用契約）

利用者は、本規約を承諾のうえ、当オフィスの利用申込みを行い、当施設がこれを承認した場合に利用契約が成立するものとします。

利用契約の期間は、当施設もしくは利用者が契約を解除する旨を相手に送付するまでとします。

第4条（利用料金）

利用者は、別表1に定める利用料金を支払うものとします。

利用料金の支払い方法は、当施設と相談のうえ決定します。

第5条（利用者の義務）

- 1 利用者が住所貸しサービスによって登記した場合、登記完了1カ月以内に登記簿謄本の写しを当施設に提出するものとします。
- 2 利用者の登録情報に変更があった場合は、1カ月以内に当施設へ変更の手続きをするものとします。
- 3 利用者は、住所貸しサービス、ロッカー利用に関しては所定の申し込みをし、事前に許諾をえるものとします。
- 4 当施設の利用に際し、設備・備品を大切に使用し、故意または過失による損傷を与えないものとします。
- 5 当施設の利用に際し、別途定める「白馬ノルウェービレッジ利用規約」に準じるものとします。

第6条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

- 1 法令または公序良俗に反する行為
- 2 他の利用者の業務を妨害する行為
- 3 その他本規約及び白馬ノルウェービレッジ利用規約に反する一切の行為
- 4 その他、当施設が不適当と判断する行為

第7条（契約の解除）

利用者が本規約に違反した場合、当施設は利用契約を解除することができるものとします。

契約解除に伴う返金は、一切行わないものとします。

第8条（免責事項）

当施設は、利用者の財産の損害、紛失、盗難等に対して、一切の責任を負わないものとします。

第9条（規約の変更）

当施設は、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。規約の変更は、当オフィスの掲示板または公式サイトに掲載することにより通知します。

第10条（準拠法および管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に関して生じる一切の紛争については、長野地方裁判所または大町簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は令和6年10月1日から施工する。

別表1

内 容	料 金	備 考
住所貸しサービス ※年3回の郵便物の 転送サービス含む	無料	事前申込
ロッカー利用	1000 円/月	事前申込
ワーキングスペース （コワーキング）利用	無料	
イベントスペース （ホール）利用	無料（以下の場合を除く） ・ 連続2日以上占有利用 ・ 営利利用 有料該当利用の場合は次より料金をお選びいただきます。 ・ 1,000 円／2 時間※ 1 時間延長 500 円 ・ 1 日 2,500 円 ・ 当該催事収入の 10%（全て税込）	要予約
個室1、個室2利用	・ 1,000 円／2 時間※ 1 時間延長 500 円 ・ 2,500 円／1 日貸し切り（全て税込）	要予約

※ホール（有料利用）及び個室は最低利用時間を2時間とする。